

栃木県大田原市
農業経営基盤強化促進基本構想

令和4年1月

(一部変更 令和5年9月)

大田原市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
1	営農類型と将来方針	1
2	農業構造と農地の集積	1
3	地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）と担い手の育成	1
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保	2
5	効率的かつ安定的な農業経営の推進	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
	個別経営体	7
	組織経営体	15
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	
	個別経営体	16
	組織経営体	20
第3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	21
2	市の取り組み	21
3	関係機関との連携・役割分担	21
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	22
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	23
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	23
3	地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）との一体的な運用に関する基本的な事項	24
4	経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項	24
5	青年等就農計画の目標達成に向けた支援に関する事項	24
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	地域計画推進事業に関する事項	25
2	利用権設定等促進事業に関する事項	26
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	32
4	農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の受委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	35
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	35
第6	その他	37

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 営農類型と将来方針

大田原市（以下「市」という。）は、栃木県の北部那須野ヶ原扇状地の中央に位置し、その立地条件を生かして米麦を主体とする農業生産を展開してきたが、米の生産調整により、営農形態の再編が進み、経営の発展を図るため、規模拡大による土地利用型農業の確立を目指す農家のほか、園芸作物、畜産を営農の中心に位置づける農家が増加してきている。

今後は、特に園芸作物を対象に、高収益性の作目・作型を担い手を中心に導入して、地域としてより一層の産地化を図ることとする。また、米麦を中心に経営規模の拡大を志向する農家と園芸作物による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農用地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

このような農業生産展開の基礎となる優良農用地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業構造と農用地の集積

市の農業構造については、昭和50年代から野崎地区における工業団地の整備を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農用地の流動化は顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化もあり、リタイアや機械更新を機に農用地の流動化が進みつつある。

一方、中山間地域の一部地域においては、農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）と担い手の育成

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

平成24年度から取組みを開始した人・農地プランに基づき、担い手への農用地集積による土地利用型農業の体質強化を図るとともに、農業従事者の高齢化、後継者不足等による農地の遊休化を防止する施策を講じ、令和元年度から令和2年度にかけて実質化された人・農地プラン（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知の2の（1）の実質化した人・農地プラン、3により実質化された人・農地プランと判断できる既存の人・農地プラン及び4により実質化された人・農地プランとして扱うことのできる人・農地プラン以外の同種の取決め等のことをいう。）となったことにより、さらに地域の農業者の意見を取り入れた施策を講じ、さらなる農用地の有効活用を目指してきた。

令和5年度に人・農地プランが法定化され、地域計画の策定が求められたことに伴い、実質化さ

れた人・農地プランを基に、より具体的な農用地の利用及び将来方針について各地域で協議を重ね、計画の策定及びその実現を目指していく。

具体的な経営の指標は、本市及び近隣市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり500万円以上）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間以内）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応できる高い技術及び知識を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、雇用制度及びヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者）の目標	
年間農業所得	500万円以上
年間総労働時間	2,000時間以内

市は、本市農業の持続的な発展に向け、新たに農業経営を営もうとする者の確保・育成を図るための支援を積極的に実施する。

市内における自営の新規就農の状況については、令和4年度の新規就農者は23人であり、近年漸増傾向にある。こうした中、本市農業の持続的な発展のためには、継続的な就農が必要なため、自営の新規就農者を年間20人確保することを目標とする。なお、雇用就農者についても、積極的に支援の対象とし、その確保を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得及び労働時間に関する数値目標として本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例を考慮し、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円以上）かつ、均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間以内）の水準を目標とする。

新たに農業経営を営もうとする農業経営体（認定新規就農者）の目標	
年間農業所得	200万円以上
年間総労働時間	2,000時間以内

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農用地・機械の取得などの受入体制の整備、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）又は県の農業士や女性農業士等の技術・知識を有した経営体の下での実践的な研修の実施、法14条第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下、「認定新規就農者」という。）制度及びその認定を受けた者への各種支援制度の活用の推進、認定期間終了後の認定農業者への円滑な移行等の支援を行う。

なお、支援に当たっては、関係機関が「農業をはじめの.JP」に掲載している地域サポート計画に基づいた役割を分担しながら各種取組を進める。その際には、本人の同意に基づき、必要に応じて関係機関内で情報共有を行い、新規就農者希望者の円滑な就農に繋げる。

ア 就農意欲の醸成に向けた取組み

就農希望者に対し、市農業の魅力積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したPR活動を行うとともに、ホームページなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。特にとちぎ就農支援サイト「tochino」を積極的に活用し、情報発信に努める。

また、関係団体と連携し、那須地域就農支援ネットワーク会議をはじめとした就農相談体制を整備することにより、就農希望者からの相談に対応する。

イ 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や借受け可能な農用地や施設の情報の提供を行う。

ウ 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を実践的な研修により習得することをサポートする技術力・経営力に優れた農業士、法人経営等による就農支援農家を確保するとともに、就農支援農家の協力により、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

また、新規就農支援協議会に参加し、関係機関と連携しながら新規就農希望者のニーズに応じた密な支援を行っていく。

エ その他の取組み

中長期的な取組みとして、小中高の各段階の児童、生徒が農業に興味・関心を持てるよう、農業士・女性農業士と連携し、農業の魅力の発信や就農情報の提供を行う。

また、農業が、高校、大学等における、生徒、学生の進路の選択肢になるよう、農家、農業法人等におけるインターンシップを推進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

市が策定する「地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）」に中心経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策、青年等就農資金の積極的な活用を推進することにより、さらに安定的な経営体への成長を促す機会を提供する。

また、新規就農者が地域内で孤立することがないように、農業協同組合の生産部会や農業委員、

農地利用最適化推進委員との連携はもとより、地域計画の協議の場や計画の修正等を通じて、地域農業を担う者として新規就農者を育成する体制を強化する。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組み

ア 青年等就農計画制度の活用

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の積極的な活用を図るため、法第14条の4の規定により、市内において新たに農業経営を営もうとする青年等が提出する青年等就農計画の認定等を行うとともに、本制度の普及に努める。

5 効率的かつ安定的な農業経営の推進

市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術・知識を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、

農業協同組合、栃木県那須農業振興事務所（以下「農業振興事務所」という。）、大田原市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、大田原市農業公社（以下「農業公社」という。）等の関係機関と相互に連携し、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことなどにより、各々の農業経営改善計画や青年等就農計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員や農地利用最適化推進委員などによる農用地の掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。これらの農用地の流動化に関しては、近隣の市町の優良地区で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集約した状態で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

さらに、このような農用地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合や農業公社、農業委員会と連携を密にし、農用地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。この規模拡大によるスケールメリットを生かすとともに、経営の効率化、ICT化、新技術の導入等によりコスト削減を行い、経営基盤の強化を図る。

園芸作物について積極的に導入を検討している各農家に対しては、新規の高収益作目導入を図るため、市場関係者や全国農業協同組合連合会栃木県本部（JA全農とちぎ）、農業振興事務所等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討もを行い、産地化を狙いとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する指導を行い、経営の発展に結びつけるよう努める。

農用地取得により規模拡大を図ろうとする土地利用型農家、施設の拡充を計画している施設園芸農家や畜産農家に対しては、適切な資金計画の下に土地・施設等への投資を行っていくため、株式会社日本政策金融公庫の参画を求め、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修及び濃密な指導を実施する。

経営相談や就農相談を希望している農業者や就農希望者に対しては、とちぎ農業経営・就農支援センターの積極的な活用を促していく。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者や認定新規就農者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、担い手の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域、営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域等の条件の悪い地域においては、農用地の一体的管理を行う主体として、当面は、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、雇用就農の受け皿となる経営体を増加させるため、優良な個人経営体等の法人化についても積極的に推進する。

市内においても、農業従事者の減少や高齢化が深刻となり、担い手が不足している地域があるため、そのような地域においては、上記の対策に加えて、重点的に隣接地区や近隣市町から担い手を受け入れたり、大規模経営体の法人化や集落営農間の合併や連携等を推進したりすることで、地域農業の維持・発展や地域の活性化を図ることも視野に入れる。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、研修会や講習会への積極的な参加を促すとともに、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参画・協力を促進する。

また、女性農業者の確保に向けては、関係機関と連携し、ロールモデルとなる女性農業者の情報を積極的に発信し、農業・農村への関心を高める。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

さらに、農業従事者の安定を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、農業委員会と連携した家族経営協定の締結促進及び協定による就業制や休日制、また、ヘルパー制度の導入や高齢者や非農業者等の労働力の活用システムを整備する。さらに、地域の面的な広がりを対象とした県営圃場整備事業の実施に当たっては、当該実施地区において経営を展開している認定

農業者や認定新規就農者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

加えて、近年の異常気象等による収入減などから農業経営を守るため、栃木県農業共済組合（以下、「共済組合」という。）が行っている収入保険制度や大田原市農業再生協議会（以下、「農業再生協議会」という。）が交付している米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）への加入を促す。

なお、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、雇用就農者、定年退職後に農業に従事する者、兼業農家等の農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に定着し活躍できるよう、関係機関と連携し、必要な情報の提供や交流会の実施等を行っていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に大田原市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、大田原市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個 別 経 営 体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No1 水 稲 + 二条大麦 + 大 豆	〈作付面積等〉 水稲 10.0ha 二条大麦 6.0ha 大豆 6.0ha 〈経営面積〉 6.0ha	〈資本装備〉 トラクター (50ps, 70ps) 各1台 田植機 (8条) 1台 コンバイン (6条) 1台 乾燥機 (45石) 2台 またはCE・RC利用 ドリルシーダー 1台 トラック (1t) 1台 他 〈その他〉 ・二条大麦、大豆については二毛作 ・2ha程度に団地化された農用地 ・有機農業の導入 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保
No2 水 稲 + う ど + 二条大麦 + 大 豆	〈作付面積等〉 水稲 6.0ha うど 3.0ha 二条大麦 1.0ha 大豆 1.0ha 〈経営面積〉 10.0ha	〈資本装備〉 トラクター (52ps) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (6条) 1台 乾燥機 (45石) 2台 またはCE・RC利用 ドリルシーダー 1台 うど掘取機 1台 うど定植機 1台 ハウス 330㎡ 保冷库 (1坪) 1台 軽トラック 1台 他 〈その他〉 ・二条大麦、大豆については二毛作 ・2ha程度に団地化された農用地 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No3 水 稲 + 軟化うど	〈作付面積等〉 水稲 5.0ha軟 化うど 3.0ha 〈経営面積〉 8.0ha	〈資本装備〉 トラクター (42ps) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (40石) 1台 またはCE・RC利用 うど掘取機 1台 うど定植機 1台 ハウス 200㎡ 保冷库 (1坪) 2台 軽トラック 1台 他 〈その他〉 ・ 2ha程度に団地化された農用地 ・ スマート農業技術の導入による生産性向上	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時的雇用者の確保
No4 水 稲 + う ど + ね ぎ (露地)	〈作付面積等〉 水稲 3.8ha うど 1.2ha ねぎ(露地)1.0ha 〈経営面積〉 6.0ha	〈資本装備〉 トラクター (30ps, 50ps) 各1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (32石) 1台 またはCE・RC利用 ねぎ皮剥機 1台 ねぎ定植機 1台 ねぎ播種機 1台 管理機 1台 消毒機 1台 ハウス 200㎡ 保冷库 (1坪) 1台 軽トラック 1台 他 〈その他〉 ・ 2ha程度に団地化された農用地 ・ 生産性向上に向けたねぎの機械化体系の導入 ・ スマート農業技術の導入による生産性向上	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時的雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No5 水 稻 + ね ぎ (施設+露 地)	〈作付面積等〉 水稻 1.9ha ねぎ (施設) 0.3ha (露地) 0.8ha 〈経営面積〉 3.0ha	〈資本装備〉 1台 トラクター (30ps) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (24石) 1台 またはCE・RC利用 ねぎ皮剥機 1台 ねぎ定植機 1台 ねぎ播種機 1台 管理機 1台 消毒機 1台 育苗ハウス 132㎡ パイプハウス 3,000㎡ 保冷库 (1.5坪) 1台 軽トラック 1台 他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地 ・生産性向上に向けたねぎの機械化体 系の導入 ・スマート農業技術の導入による生産 性向上	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結の実施、給料制、 休日制の導入 ・春秋の農繁期にお ける臨時の雇用者の 確保
No6 水 稻 + に ら	〈作付面積等〉 水稻 1.8ha にら 1.2ha 〈経営面積〉 3.0ha	〈資本装備〉 1台 トラクター (30ps) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (32石) 1台 またはCE・RC利用 にら袴取機 1台 にら定植機 1台 にら播種機 1台 管理機 1台 消毒機 1台 パイプハウス 12,000㎡ 保冷库 (2坪) 1台 軽トラック 1台 他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地 ・スマート農業技術の導入による生産 性向上	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結の実施、給料制、 休日制の導入 ・春秋の農繁期にお ける臨時の雇用者の 確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No7 水 稲 + トマト (施設+抑制)	<作付面積等> 水稲 1.2ha トマト (施設) 0.5ha (抑制) 0.3ha <経営面積> 2.0ha	<資本装備> トラクター (30ps) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (24石) 1台 またはCE・RC利用 消毒機 1台 管理機 1台 ハウス 5,000㎡ パイプハウス 3,000㎡ 暖房機 3台 軽トラック 1台 他 <その他> ・2団地程度に集団化された農用地 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保
No8 水 稲 + 二条大麦 + いちご	<作付面積等> 水稲 2.0ha 二条大麦 0.8ha いちご 0.4ha <経営面積> 3.2ha	<資本装備> トラクター (30ps) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (24石) 1台 またはCE・RC利用 管理機 1台 保冷库 (2坪) 1台 消毒機 1台 ハウス 4,000㎡ 暖房機 3台 軽トラック 1台 他 <その他> ・2団地程度に集団化された農用地 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No9 水 稲 + う ど + な す	〈作付面積等〉 水稲 2.6ha うど 1.2ha なす 0.4ha 〈経営面積〉 4.2ha	〈資本装備〉 トラクター (34ps) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (24石) 1台 またはCE・RC利用 管理機 1台 消毒機 1台 うど掘取機 1台 うど定植機 1台 うどハウス 200㎡ 保冷库 (1坪) 1台 軽トラック 1台 他 〈その他〉 ・3団地程度に集団化された農用地 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保
No10 水 稲 + な し	〈作付面積等〉 水稲 1.0ha なし 2.5ha 〈経営面積〉 3.5ha	〈資本装備〉 トラクター (34ps) 1台 田植機 (4条) 1台 スピードスプレーヤー 1台 トレンチャー 1台 トラック(2t) 1台 他 〈その他〉 ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・新品種導入による作期分散と生産性の向上 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No11 水 稲 + 菊	〈作付面積等〉 水稲 0.5ha 菊（施設）0.5ha 〈経営面積〉 1.0ha	〈資本装備〉 トラクター（24ps） 1台 ハウス 5,000㎡ 消毒機 1台 土壌消毒機 1台 選別機 1台 保冷库（2坪） 1台 軽トラック 1台 他 〈その他〉 ・水稲は委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保
No12 水 稲 + 二条大麦 + 肉用牛 （肉専）	〈作付面積〉 水稲 2.5ha 二条大麦 1.5ha 〈飼養頭数〉 肥育牛 80頭 年間出荷頭数 50頭 〈経営面積〉 4.0ha	〈資本装備〉 トラクター（50ps） 1台 田植機（4条） 1台 コンバイン（4条） 1台 乾燥機（24石） 1台 またはCE・RC利用 ドリルシーダー 1台 牛舎（500㎡） 1棟 堆肥舎 1棟 飼料庫（100㎡） 1棟 マニアスプレッタ 1台 ベーラー 1台 軽トラック 1台 他 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地 ・耕畜連携による堆肥の利活用 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No13 水 稲 + 二条大麦 + 繁殖和牛	<作付面積> 水稲 4.4ha 二条大麦 1.0ha 飼料作物 2.6ha <飼養頭数> 繁殖牛 30頭 育成牛 8頭 年間出荷子牛 頭数 24頭 <経営面積> 7.0ha	<資本装備> トラクター (40ps) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (32石) 1台 またはCE・RC利用 ドリルシーダー 1台 牛舎 (300㎡) 2棟 堆肥舎 1棟 納屋 (300㎡) 1棟 マニアスプレッタ 1台 ベーラー 1台 ハーベスター 1台 軽トラック 1台 他 <その他> ・ 飼料作物、二条大麦については一部二毛作 ・ 2ha程度に団地化された農用地 ・ スマート農業技術の導入による生産性向上	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保
No14 水 稲 + 酪 農	<作付面積> 水稲 3.0ha 飼料作物 3.5ha <飼養頭数> 成牛 30頭 育成牛 10頭 <経営面積> 6.5ha	<資本装備> トラクター (60ps, 30ps) 各1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 (24石) 1台 またはCE・RC利用 牛舎 (300㎡) 1棟 堆肥舎 1棟 サイロ (30㎡) 5基 尿溜 1基 マニアスプレッタ 1台 ベーラー 1台 ハーベスター 1台 バキュームカー 1台 トラック (2t) 1台 4t <その他> ・ 2ha程度に団地化された農用地 ・ 経営安定のための自給飼料生産 ・ スマート農業技術の導入による生産性向上	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・ ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No15 酪農	<作付面積> 飼料作物 7.0ha <飼養頭数> 成牛 45頭 育成牛 18頭 <経営面積> 7.0ha	<資本装備> トラクター (60ps, 40ps) 各1台 牛舎 (450㎡) 1棟 堆肥舎 1棟 サイロ (45㎡) 5基 尿溜 1基 マニアスプレッタ 1台 ベーラー 1台 ハーベスター 1台 バキュームカー 1台 トラック (2t) 1台 他 <その他> ・2ha程度に団地化された農用地 ・経営安定のための自給飼料生産 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減
No16 水稲 + 花木	<作付面積等> 水稲 4.0ha 飼料米 0.5ha 花木 2.0ha <経営面積> 6.5ha	<資本装備> トラクター (35ps) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (32石) 1台 またはCE・RC利用 トラック (2t) 1台 ユニック (3t) 1台 バックホー (小型) 1台 他 <その他> ・2ha程度に団地化された農用地 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保
No17 水稲 + ほうれんそう	<作付面積等> 水稲 1.8ha 飼料米 0.5ha ほうれんそう 0.7ha <経営面積> 3.0ha	<資本装備> トラクター (25ps) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (24石) 1台 またはCE・RC利用 パイプハウス 7,000㎡ 保冷库 (2坪) 1台 他 <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結の実施、給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時の雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No18 水 稲 + アスパラガ ス	〈作付面積等〉 水稲 1.5ha 飼料米 0.5ha アスパラガス 1.0ha 〈経営面積〉 3.0ha	〈資本装備〉 トラクター (25ps) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (24石) 1台 またはCE・RC利用 パイプハウス 10,000㎡ 保冷库 (2坪) 1台 他 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産 性向上	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結の実施、給料制、 休日制の導入 ・春秋の農繁期にお ける臨時の雇用者の 確保

(注) 1 経営体のモデル的営農類型は、主たる従事者のほか補助的従事者 (1 人当たり150万円) とし、育成すべきモデル的経営類型とした。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 二条大麦 + 大 豆 〔主たる 従事者 2 人〕	〈作付面積等〉 水稲 15.5ha 二条大麦 9.5ha 大豆 9.5ha 作業受託 (水稲基 幹3作業) 10.0ha 〈経営面積〉 35.0ha	〈資本装備〉 トラクター (50ps, 70ps) 各1台 田植機 (8条) 2台 コンバイン (6条) 1台 乾燥機 (40石) 4台 またはCE・RC利用 ドリルシーダー 1台 大豆コンバイン 1台 大豆選別機 1台 トラック (1t) 1台 軽トラック 1台 他 〈その他〉 ・二条大麦、大豆については二毛作 ・2ha程度に団地化された農用地 ・スマート農業技術の導入による生産 性向上	・青色申告の実施 ・経営体の体質強 化のための自己資 本の充実	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期にお ける臨時の雇用者の 確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に

関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき

農業経営の指標

第1の3に示した目標の達成を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に市内で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No1 水 稲 + 二条大麦 + 大 豆	〈作付面積等〉 水稲 3.0ha 二条大麦 1.5ha 大豆 1.5ha 〈経営面積〉 4.5ha	〈資本装備〉 トラクター（35ps） 1台 田植機（4条） 1台 コンバイン（3条） 1台 乾燥機（25石） 1台 またはCE・RC利用 他 〈その他〉 ・二条大麦、大豆については二毛作 ・作付の団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入
No2 水 稲 + 軟化うど	〈作付面積等〉 水稲 2.5ha 軟化うど 1.0ha 〈経営面積〉 3.5ha	〈資本装備〉 トラクター（35ps） 1台 田植機（4条） 1台 コンバイン（3条） 1台 乾燥機（32石） 1台 またはCE・RC利用 うど堀取機 1台 うど定植機 1台 ハウス 100㎡ 保冷库（1坪） 1台 他 〈その他〉 ・作付の団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No3 いちご	〈作付面積等〉 いちご 0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 パイプハウス 1,500㎡ 自動換気・カーテン装置 夜冷施設・予冷施設 畝上機 1台 他 〈その他〉 ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入
No4 夏秋なす	〈作付面積等〉 なす 0.25ha 〈経営面積〉 0.25ha	〈資本装備〉 トラクター（25ps） 1台 支柱用パイプ 他 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入
No5 夏秋トマト	〈作付面積等〉 トマト 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 パイプハウス 3,000㎡ 他 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入
No6 冬春トマト	〈作付面積等〉 トマト 0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 連棟ハウス 1,500㎡ 灌水施設 1,500㎡ 暖房機 一式 他 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入
No7 にら	〈作付面積等〉 にら 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 パイプハウス 2,000㎡ にら搾取機 1台 にら結束機 1台 他 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No8 アスパラガス	〈作付面積等〉 アスパラガス 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 パイプハウス 2,000㎡ 保冷库 (0.5坪) 1台 自動選別機 1台 他 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入
No9 ねぎ	〈作付面積等〉 秋冬ねぎ 0.3ha 夏ねぎ 0.2ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 トラクター (25ps) 1台 管理機 1台 ねぎ皮剥機 1台 他 〈その他〉 ・生産性向上に向けた機械化体系の導入 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入
No10 なし	〈作付面積等〉 なし 1.0ha 〈経営面積〉 1.0ha	〈資本装備〉 トラクター (25ps) 1台 保冷库 (0.5坪) 1台 スピードスプレーヤー (500ℓ) 1台 ハンマーナイフモアー 100a 多目的防災網 100a 防霜ファン 100a 他 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入
No11 スプレー菊	〈作付面積等〉 スプレー菊 0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ハウス 1500㎡ 灌水施設、暖房機 1500㎡ 他 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No12 酪農	<飼養頭数等> 成牛 20頭 育成牛 8頭 飼料作物 4.0ha <経営規模> 飼料作物 4.0ha	<資本装備> 牛舎 200㎡ ・(バーンクリーナー方式) トラクター (30ps, 60ps) 各1台 堆肥舎 120㎡ 尿溜 1基 他 <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入
No13 水稲 + 肉専用種繁殖	<作付面積> 水稲 2.0ha 飼料作物 1.0ha <飼養頭数等> 成牛 15頭 育成牛 3頭 <経営規模> 年間出荷子牛頭数 12頭	<資本装備> 牛舎 150㎡ トラクター (35ps) 1台 堆肥舎 50㎡ 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥はRC・CEを利用 他 <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入
No14 肉専用種肥育	<飼養頭数等> 成牛 40頭 <経営規模> 年間出荷頭数 25頭	<資本装備> 牛舎 300㎡ トラクター (28ps) 1台 堆肥舎 1棟 他 <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・労働力 2名 ・役割分担の明確化 ・臨時の雇用者の導入

(注) 個別経営体に係る各営農類型の農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人としている。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 二条大麦 + 大 豆	<p><作付面積等> 水稲 6.0ha 二条大麦 3.0ha 大豆 3.0ha 作業受託（水稲基 幹3作業） 4.0ha</p> <p><経営面積> 13.0ha</p>	<p><資本装備> トラクター（50ps） 1台 田植機（6条） 1台 コンバイン（4条） 1台 乾燥機（40石） 2台 またはRC・CE利用 大豆収穫機、選別機 1台 他</p> <p><その他> ・二条大麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化 ・スマート農業技術の導入による生産 性向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営体の体質強 化のための自己 資本の充実 ・青色申告の実施 ・PCを活用した経 営管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる農業従事者 2名 ・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における 臨時の雇用者の確保

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、とちぎ農業経営・就農支援センター、農業振興事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農用地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市の取り組み

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①県農業会議、県農地中間管理機構、市町村農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農用地等に関する相談対応、農用地等に関する情報の提供、農用地等の紹介・あっせん等を行う。
- ②個々の集落（地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及びとちぎ農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及びとちぎ農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるようとちぎ農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に挙げたこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標及び集約化に関する目標を次のとおりとする。

○効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標

効率的かつ安定的な農業経営体への 農用地の利用集積目標
80%

(注) 集積目標には、基幹的作業（水稻については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の集約化の目標

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に基づく農地中間管理事業の活用及び農地法（昭和27年7月15日法律第229号）第3条に基づく所有権移転等により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農用地の集約化が進むように努めるものとする。

○効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標

経営形態	育成経営体数の目標
個別経営体	855
組織経営体	45
育成経営体数合計	900

(注) 育成経営体数に掲げた目標は認定農業者数（広域認定を含む）とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市内においては、米麦を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農用地の利用集積が進んできているが、経営農用地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。その打開策として、地域計画策定の際の協議の場等を活用した地域における話し合いへの参加を促していく。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用ビジョン

今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受け切れない農用地が出てくるのが予想される。そのため担い手のさらなる育成及びそれらの者への農用地の利用集積・集約化を推進するための施策・事業を実施するとともに、より広範囲にわたって耕作をおこなう広域的な担い手の育成にも力を入れていく。

(3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農用地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への集積・集約化を促進するため、関係機関が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させていく。

3 地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）との一体的な運用に関する基本的な事項

地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）に、地域の話し合いのもとに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）は、地域農業の担い手として認知されていることから、中心経営体から経営改善計画の認定申請があった際には、積極的に認定されるようにするとともに、認定農業者が中心経営体に位置付けられるよう、指導、助言、情報提供等を行う。

また、市は地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）が適切に遂行されるよう、関係機関との連携を強化の上、必要な検証・支援等を行う。

4 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、農業経営指標を活用した自己チェック等の推進とともに、とちぎ農業経営・就農支援センターの活用を促し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関が連携して指導、助言等の支援を行う。なお、認定期間を満了する認定農業者に対して、認定農業者制度の目的・意義等を再度周知した上で、新たな経営改善に取り組むことが見込まれる場合は、新たな経営改善計画の作成を促す。

5 青年等就農計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定新規就農者青年等就農計画に沿った営農が図られるよう、地域サポート計画に基づいた役割分担の下、関係機関が連携して指導、助言等の支援を行う。

なお、認定期間を満了する認定新規就農者のうち、計画の達成が見込まれる者については、経営改善計画の作成を促し、認定農業者へ誘導する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、水稻経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業（地域計画策定までの経過措置に限る）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部のほ場整備実施中の地域においては、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 平坦部のほ場整備実施済みの地域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の経営を生かすため、利用権設定を推進し、より一層の集積・集約を行えるよう努める。

ウ 中山間地域等の耕作条件の悪い地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を促す。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、本市の基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

(2) 協議の場の情報提供の方法

幅広い農業者の参画を図るため、市の広報やホームページへの掲載に加え、関係機関にも協力を依頼し、情報提供を行っていく。

(3) 協議の場の参加者

参加者については、区域内で営農している農業者をはじめ、多くの関係機関が参加するよう

努めることとし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(4) 相談窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(5) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(6) 地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たっては、関係機関と密に連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件の全て）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(イ)までに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(イ)に掲げる要件）のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得するとき、農用地の集団化を図るために必要なとき、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実であるなど特別な事情があるときを除き、農地適正化あっせん譲受け等名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1項第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ そのものが法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後に

において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行お

うとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②又は③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出るときは、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②又は③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の(1)の④に該当する法人である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用しないと認められる場合には、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎年、翌年度の6月末までに年度末までの貸し付けられた農用地の利用状況について農地法第6条の2第1項の規定に基づき、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限

る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利

の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の掲示場への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする

ものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」様式第4号の農用地利用規程認定申請書を大田原市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のイに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を大田原市の掲示場への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について（５）の①の認定の申請があった場合において、特定農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関、団体が一体となって総合的かつ重点的な支援及び協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の受委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、水田農業経営を確立する対策への積極的な取組によって、水稻作、転作に通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 市は、農村における生活環境の改善を図るとともに、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

ウ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

エ 市は、農地中間管理事業を行う公益財団法人栃木県農業振興公社及び事務の委託契約を結ぶ農業公社との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 推進体制等

市は、農業委員会、農業振興事務所、農業協同組合、共済組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農業公社、農業再生協議会その他の関係機関と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成25年12月5日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和4年1月1日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

別紙1 (第5の2(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人が直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。))又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。))

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。))として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。))として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。))又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。))(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。))

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。))を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。))

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<p>① 存続期間 （又は残存期間）</p>	<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>
<p>② 借賃の算定基準</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>
<p>③ 借賃の支払方法</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p>

	3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。
④ 有益費の償還	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき大田原市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 （又は残存期間）	Iの①に同じ。
② 借賃の算定基準	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>
③ 借賃の支払方法	Iの③に同じ。
④ 有益費の償還	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	Iの①に同じ。
② 損益の算定基準	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営</p>

	受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③ 損益の決済方法	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者という。）」と読み替えるものとする。
④ 有益費の償還	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
② 対価の支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所有権の移転時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。